

② 伝統文化や季節の変化を学ぶ

様々な体験を通して、時期にあった活動や日本文化を学びます。春には端午の節句や野菜の苗植え、夏にはプール活動やすいかわり、秋には運動会や芋掘り、冬にはクリスマス会やもちつきなど多くの行事や活動があります。日本には四季や伝統文化があり、それを肌で感じられるように心掛けています。

③ 体育指導、絵画指導により感性を養う

当園では、専任の講師による体育指導と絵画指導を行っております。より専門的な視点による指導でありながら身体を動かす楽しさや表現する喜びを感じることを基本としています。体力や感性が養われると同時に子どもの興味関心や遊びの広がりにもなります。

④ 園外活動への参加

地域や自然に触れ合う経験は楽しさやそこでしか味わえない貴重な学びが多くあり、社会性の育ちや体力の向上にもなります。年間計画の中で麻溝公園・淵野辺公園・多摩動物公園・相模川ふれあい科学館・市立博物館などに出かけます。また、その中で公共機関での過ごし方や安全な道路の渡り方などの教育にも繋がります。

⑤ おとまり保育で社会性や自立心を養う

7月に年長組は先生と子ども達だけで過ごす1泊2日のおとまり保育を行っています。先生の援助はありますが、親元を離れて自分たちだけ楽しく安全に過ごし、着替え・食事・就寝など身の回りのことを自身で行う経験は子どもの大きな自信と自立、社会性の育ちに繋がります。おとまり保育前には、ご家庭で不安なことを十分に聞き取りしています。

2. 教育保育目標

ク ラ ス	教 育 保 育 目 標
満 3 歳 児	<ul style="list-style-type: none">・安心して園生活を過ごす・先生や友達と意欲的に関わる・基本的な生活習慣を身につける・集団生活の約束事を知る
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none">・集団生活の約束事を知り、友達と楽しんで遊ぶ・身の回りのことが、ひとりのできるようになる・身近なものに興味を持ち、自ら関わったり、疑問を持ったりする・ことばに興味を持ち、自分の思いを伝えようとする
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none">・いろいろな生活経験を通して、集団の楽しさを知る・全身を動かして遊ぶ楽しさを味わい、先生や友達とのかかわりを深める・いろいろな遊びを通して、自分らしさを表現できるようになるとともに、相手の言葉や話に興味を持ち、伝え合う楽しさや喜びを味わう
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none">・園生活を楽しみ、いろいろな遊びを活発に行うとともに、基本的な生活習慣や態度が分かり、自発的に行おうとする・様々な表現活動を親しみながら行う中で、素直に、また情緒豊かに自己表現できるようになる・運動能力を発揮し、丈夫な体を作り、活力ある子どもになる・集団生活の中で協調性を培い、いろいろな遊びを通して創造力、思考力、表現力を養う・小学校への就学を楽しみにする
年 間 行 事	4月 : 進級式、入園式、ピクニック(年長児)お誕生会(毎月1回)、避難訓練(月1回程度)、身体測定、いちにちどうぶつむら 5月 : 防災訓練(引き取り訓練)、創立記念日(5月10日)、親子遠足(年少児)、春の遠足(年中児)、内科健診、歯科健診、ピクニック(年長児)、視覚検査、尿検査 6月 : 保育参観、プール開き、個人面談 7月 : セタまつり、すいかわり、一学期終業式、おとまり保育(1泊:年長児) 8月 : 夏期保育 9月 : 二学期始業式、身体測定 10月 : 運動会、遠足(年中少児) 11月 : 個人面談 12月 : わくわくクリスマス会、なかよし音楽会、もちつき、二学期終業式 1月 : 三学期始業式、身体測定 2月 : 節分、おたのしみかい、お別れ遠足 3月 : お別れ会、卒園式、修了式

3. 預かり保育

開園日は、午前7時30分から8時30分までの早期預かり保育及び教育時間終了後から午後6時30分までの預かり保育「ことりぐみ」を行っています。有資格の先生やお友だちと一緒に遊んだり、おやつを食べて楽しく過ごしています。春、夏、冬休みの長期休業期間の預かり保育も行っています。詳細は別紙、「預かり保育「ことり組」について」をご覧ください。

4. 園医・歯科医

- 〈園 医〉 (医療機関名) 永井こども医院 (院長) 永井 完侍
(所在地) 相模原市中央区矢部 2-30-3 (電話番号) 042-752-1115
- 〈歯科医〉 (医療機関名) おくもり歯科医院 (院長) 奥森 直人
(所在地) 相模原市中央区矢部 3-6-3 (電話番号) 042-751-7964

5. 支援保育について

園児の困り感を担任が中心となり園全体で共有し、日々の活動を楽しんで過ごせるように援助しています。また、対応できる職員を担任以外にも配置し、スムーズに園生活が送れるように支援しています。職員の中から支援保育コーディネーターを1名以上配置しています。

園の安全

1. 感染症対策

- * 感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び相模原市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- * 手洗いうがいを定期的に指導し、徹底しています。
- * クロール水(消毒液)を食事の前の手洗い後、その他必要な時に使用し、手の殺菌を全園児に行っています。感染症の発症時、予防目的でも使用し、園の清掃を行っています。
- * エンゼルフーズ(給食宅配)と連携を取り、食中毒や異物混入が疑われる際は迅速に連絡し、対応します。

2. 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

〈近隣の緊急連絡先〉

- * 相模原警察署 042-754-0110
- * 相模原消防署 042-751-0119

3. 防犯対策

セコム株式会社により、不審者の侵入等の非常時に迅速に対応できるようにしています。また、防犯講習を職員に対して隔年で実施しています。

〈設置設備〉

24時間監視カメラ4台(職員室及びセコム株式会社で監視)、侵入者感知センサー17箇所、緊急時通報ボタン4箇所
移動型通報装置(ココセコム)1台

4. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、月1回程度の避難訓練や消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

〈防火管理者〉 園長 永井 嘉明 〈消防計画届出日〉 相模原消防署 令和6年2月28日

〈防災設備〉 自動火災報知設備:感知器51箇所、火災受信機1箇所、火災通報装置1か所、消火器4箇所
非常用110番通報機、受理電話機1箇所

5. 地域防災拠点・広域避難所

《地域防災拠点》	相模原市立富士見小学校	(所在地) 相模原市中央区富士見 2-4-1
	相模原市立中央小学校	(所在地) 相模原市中央区富士見 1-3-2 2
	相模原市立中央中学校	(所在地) 相模原市中央区富士見 1-3-1 7
《広域避難場所》	淵野辺公園一帯	(所在地) 相模原市中央区高根 3、相模原市中央区弥生 3、 相模原市中央区由野台 3
	横山公園・上溝中学校	(所在地) 相模原市中央区横山 5

6. 賠償責任保険加入

《保険会社》 Chubb 損害保険株式会社

《種類》 賠償責任保険・行事参加者の傷害保険

《保険の内容》

被害者に支払うべき損害賠償金（身体賠償事故や財物賠償事故）、応急手当、緊急の手段をとるための費用、弁護士報酬等訴訟費用等園主催または共催する行事の参加者の身体に傷害を被った場合の保険（父母や家族も補償の対象）

その他

1. 連携園

- * グリンウッド保育園 相模原市中央区矢部3-6-20
- * リージョン淵野辺保育園 相模原市中央区鹿沼台 1-2-10 1F
- * クローバー淵野辺保育園 相模原市中央区淵野辺 3-9-17-2F
- * バンビーニ保育園 相模原市中央区 3-18-34 1F

※園庭開放や卒園後の受け入れ支援等

2. 地域育児支援

園庭開放や未就園児教室、子育てサロンを子育て世帯の交流の場として実施しています。また、その際に子育て経験のある有資格者による育児相談を行っています。その他、七夕まつり、運動会、いちにちどうぶつむら（移動型動物園）などの地域の方も参加できる行事があります。

3. 相談窓口

《相談受付担当者》 副園長 永井 知子 、 教務主任 和氣 麻衣

《相談解決責任者》 園長 永井 嘉明

* 口頭、電話、文書などの方法により、相談を受け付けています。（匿名での相談・苦情は対応しかねます。）

相模栄光幼稚園園則(運営規程)

第1章 総則

(目的及び運営の方針)

第1条 本園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を教育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)第3条の認定を受けた幼稚園型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

2 本園は、園児の最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

3 本園は、子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

(名称)

第2条 本園は、相模栄光幼稚園という。また、認定こども園の名称は、認定こども園相模栄光幼稚園という。

(位置)

第3条 本園の位置を、相模原市中央区矢部三丁目11番13号に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

(保育年限及び学期)

第5条 本園の保育年限は、1年、2年及び3年とし、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 学年を次の表に掲げる学期に分ける。

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本園の休業日は、次の通りとする。ただし季節により多少前後する。

(1)土曜日、日曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)夏季休業 7月21日から8月31日まで。

(4)冬季休業 12月25日から1月7日まで。

(5)学年末休業 3月26日から3月31日まで。

(6)学年始休業 4月1日から4月5日まで。

(7)開園記念日 5月10日

(8)その他園長が必要と認めた日

2 保育を必要とする園児に対する保育は、長期休業中(土曜日、日曜日及び祝日を除く)も実施する。ただし、12月29日から1月3日までは休業日とする。

(保育時間)

第7条 開園時間等は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

開園時間 午前7時30分から午後6時30分まで。

教育時間 午前8時30分から午後2時00分まで。

保育短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで。

保育標準時間認定 午前7時30分から午後6時30分まで。

第3章 保育内容、定員及び学級

(教育及び保育内容等)

第8条 教育及び保育内容は、幼稚園教育要領に基づくものとし、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえ、また、5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)等のねらいが達成されるように総合的に指導し、各々の年齢・発達に応じ、養護の行き届いた環境の下生命の保持や情緒の安定を図るものとする。

2 子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1)子育て相談事業
- (2)地域開放事業

(定員 及び 学級)

第9条 本園の園児の収容定員は、280名とし、8学級で行う。

2 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども75名同項第2号の子ども35名とする。

(職員組織及び職務内容)

第10条 本幼稚園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)園 長 1名

園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2)副 園 長 1名

園長を助け、園務を整理し、並びに必要なに応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(3)主任教諭 1名

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4)教 諭 8名以上

園児の教育及び保育をつかさどる。

(5)事務職員 若干名

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(6)園 医 1名

健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言等を行う。

(7)園歯科医 1名

健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。

(8)園薬剤師 1名

園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。

第4章 入園、退園、休園、転園、卒園及びほう賞

(入園許可)

第11条 入園は、園長が許可する。

(入園手続)

第12条 本園に入園を希望する者は、所定の様式に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。ただし、保育を必要とする子どもについては、居住する市町村の認定を受けた上で申し込むこととする。

2 利用定員を超える入園申込みがあった場合は、建学の精神に基づいて選考を行い、園長が入園者を決定する。ただし、保育を必要とする子どもは除く。

(退園、休園)

第13条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は退園又は休園させることがある。

(転園)

第14条 第11条及び第12条の規定は、転入園について準用する。

2 第13条第1項の規定は、転出園について準用する。

(成績の評価)

第15条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し学年末において認定する。

(修了)

第16条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めるときは、卒園時に卒園証書を授与する。

(ほう賞)

第17条 心身の発達著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

第5章 保育料、入園料及び入園検定料

(保育料、入園料及び入園検定料等)

第18条 保護者から支払いを受ける利用者負担額等は次のとおりとする。

区分	費目・徴収理由	1号及び2号認定子ども
基本負担額	保育料(月額)	園児が居住する市町村が定める額
教育の質の向上を図るための特定負担額	教育充実費 (月額。教育内容充実のための費用)	2,900円
	入園料(施設の充実・維持・管理のための費用。入園手続き時に納付)	3歳児58,000円 4歳児55,000円 5歳児30,000円
その他の費用	入園選考料(1号児)(入園選考のための費用。入園申込み時に納付)	3,000円
	入園面談料(2号児)(入園にあたっての面談のための費用。入園手続き時に納付)	3,000円
	入園手数料(入園受入の手数料のための費用。入園手続き時に納付)	30,000円

2 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 納付された入園手数料は、入園を辞退した場合でも返還しない。入園料については、入園を辞退した場合は全額返還する。その他の納付金の減免については、別に定める。

4 上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用については、実費徴収する。

第6章 緊急時の対応等

(緊急時等の対応)

第19条 園児の怪我、不審者の侵入等緊急時における対応方針は、事故防止マニュアルに別途定める。

(非常災害対策)

第20条 園長又は防火管理者は、地震、火事等の非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ計画を立て、かつ関係機関及び保護者への連絡並びに連携体制を整備し、少なくとも毎年3回園児及び職員の避難並びに消防訓練を行う。

第7章 虐待の防止、その他重要事項

(虐待の防止)

第21条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2)虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3)その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

附 則

- 1 この園則(運営規程)は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この園則(運営規程)は、令和7年4月1日から一部改定上行する。
- 3 この園則(運営規程)は、令和8年4月1日から一部改定上行する。
- 4 この園則(運営規程)の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。
- 5 この園則(運営規程)の施行の日前に入園している園児における入園料の取扱いについては、なお従前の例による。